

みんなの しあわせの ために



おお の じょうし じんけん どう わ もんだいけいはつ さっし
大野城市人権・同和問題啓発冊子

市民のみなさまへ



大野城市では、わたしたち一人ひとりが人権尊重の精神をはぐくみ、身のまわりで起きているさまざまな差別や人権課題に「気づき・考え・行動できる」ようになることをめざして、毎年「人権・同和問題啓発冊子『みんなのしあわせのために』」を作成しています。

この冊子が、みなさんの家庭や地域における人権教育・人権啓発の取り組みに役立ち、「豊かな人権文化にあふれたまち」をつくるきっかけとなることができれば幸いです。

福岡県では、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない心豊かな社会を実現するため、次の施策を推進しています。

【分野別の施策の推進】

- 同和問題
- 女性
- 子ども
- 高齢者
- 障がいのある人
- 外国人
- HIV感染者・ハンセン病患者等
- 犯罪被害者等
- インターネットによる人権侵害
- 性的少数者
- さまざまな人権課題

「福岡県人権教育・啓発基本指針」を
ご覧になりたい方はこちらから。



【もくじ】

- P1 市民のみなさまへ
- P2 大野城市の取り組み
- P3・4 「大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例」を制定しました。
- P5・6 ケアするこどもたちを知ってください～ヤングケアラーのこと～
- P7・8 「ハラスメント」は、人権侵害です。しない・させない! ハラスメント
- P9・10 人権問題相談窓口



市の花
ききょう